

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年11月7日
【四半期会計期間】	第63期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	コンドータック株式会社
【英訳名】	KONDOTEK INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近藤 勝彦
【本店の所在の場所】	大阪市西区境川二丁目2番90号
【電話番号】	06(6582)8441（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 安藤 朋也
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区境川二丁目2番90号
【電話番号】	06(6582)8441（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 安藤 朋也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第2四半期連結 累計期間	第63期 第2四半期連結 累計期間	第62期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	22,138,179	23,708,719	47,991,052
経常利益 (千円)	1,511,718	1,708,939	3,368,872
四半期(当期)純利益 (千円)	899,529	992,538	1,992,692
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	865,644	970,909	2,109,204
純資産額 (千円)	17,652,626	19,400,165	18,783,761
総資産額 (千円)	30,571,566	33,986,196	34,481,902
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	32.57	35.91	72.13
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	32.55	35.87	72.08
自己資本比率 (%)	57.7	57.0	54.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	97,985	523,115	1,887,871
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	32,466	236,170	660,887
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	257,696	450,732	389,237
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	4,671,419	5,975,588	5,636,547

回次	第62期 第2四半期連結 会計期間	第63期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	17.94	20.81

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

（産業資材）

当第2四半期連結会計期間において、重要性が増したことにより、非連結子会社であったKONDOTEC INTERNATIONAL(THAILAND) Co.,Ltd.が連結子会社となりました。また、全株式を取得したことにより、中央技研株式会社が連結子会社となりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループ（当社及び連結子会社）の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。当第2四半期連結累計期間において、連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針の変更については、第一部「企業情報」第4「経理の状況」1「四半期連結財務諸表」「注記事項（会計方針の変更）」に記載しております。当社グループの連結財務諸表の作成において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づいた合理的と考えられるさまざまな要因を考慮した上で行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も徐々に緩和し、個人消費は持ち直しの動きがみられましたが、このところ動きは鈍ってきております。また、輸出や生産、設備投資などにも一部に弱い動きが広がり、回復に足踏みがみられるなど先行き不透明な状況が続いております。

当社グループ関連業界におきましては、震災の復興を中心に公共投資は堅調に推移し、民間の建設投資も緩やかに増加するものの、住宅建設は駆け込み需要の反動の影響が残り、また、人手不足や急激な円安の進行による資材価格の上昇などもあり、依然として厳しい状況で推移しております。

このような状況のもとで、当社は自社製品の拡販、新規販売先の開拓や休眠客の掘り起こしなどの営業活動を展開するとともに、連結子会社である三和電材株式会社との事業拡大を図っております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は23,708百万円(前年同期比7.1%増)と増収になりました。

利益面につきましては、売上総利益率は前年同期の22.0%から0.6ポイント低下したものの、堅調な建設需要を背景にした売上高の増加で補い、営業利益は1,655百万円(同12.9%増)、経常利益は1,708百万円(同13.0%増)、四半期純利益は992百万円(同10.3%増)と増益になりました。

当第2四半期連結累計期間におけるセグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

< 産業資材 >

土木・建築を始め、物流や船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、環境、街路緑化、産業廃棄物関連などさまざまな業界に商材を供給している当セグメントは、住宅建設は減少したものの、土木、建築工事の増加を背景に、各資材が堅調に推移し、当セグメントの売上高は14,458百万円(前年同期比10.6%増)、セグメント利益は1,071百万円(同15.2%増)となりました。

< 鉄構資材 >

鉄骨資材の指標の1つとなる推定鉄骨需要量は前年同期比若干のマイナスで推移しておりますが、依然として物流倉庫や耐震改修工事などの需要は堅調で、当セグメントの売上高は5,583百万円(前年同期比10.3%増)、セグメント利益は480百万円(同11.0%増)となりました。

< 電設資材 >

消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動及び今夏の天候不順により、太陽光関連商材や空調機器を中心に低調に推移した結果、当セグメントの売上高は3,666百万円(前年同期比8.3%減)となりました。また、競合他社との受注競争は引き続きあるものの、売上総利益率は0.4ポイント上昇し、加えて販売費及び一般管理費の削減により、売上高の減少を補い、セグメント利益は149百万円(同15.5%増)となりました。

(3) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末(34,481百万円)と比較して495百万円減少し、33,986百万円となりました。これは、現金及び預金並びにたな卸資産の増加があったものの、売上債権及び信託受益権の減少があったこと等を主因として、流動資産が364百万円減少し、さらに、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却及び投資有価証券の時価の下落等を主因として、固定資産が131百万円減少したことによります。

負債合計は、前連結会計年度末(15,698百万円)と比較して1,112百万円減少し、14,586百万円となりました。これは、仕入債務、短期借入金、未払金、未払法人税等及び賞与引当金の減少等を主因として、流動負債が1,269百万円減少した一方で、退職給付に係る負債の増加等を主因として、固定負債が157百万円増加したことによります。

純資産合計は、前連結会計年度末(18,783百万円)と比較して616百万円増加し、19,400百万円となりました。これは、剰余金の配当249百万円の支払いによる減少及び退職給付会計基準等の適用に伴う影響額112百万円による利益剰余金の減少があったものの、四半期純利益992百万円による増加があったこと等によります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末(54.4%)比、2.6ポイント改善し57.0%となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末(5,636百万円)と比較して324百万円増加し、さらに新規連結による増加により、5,975百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動の結果、前年同期に獲得した資金(97百万円)と比較して425百万円増加し、523百万円の資金を獲得しました。

これは、たな卸資産の増加489百万円、仕入債務の減少545百万円及び法人税等の支払い840百万円等により資金を使用した一方で、税金等調整前四半期純利益の計上1,708百万円、減価償却費の計上217百万円及び売上債権の減少568百万円等により資金を獲得したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動の結果、前年同期に獲得した資金(32百万円)と比較して203百万円増加し、236百万円の資金を獲得しました。

これは、信託受益権の取得1,357百万円、有形固定資産の取得378百万円及び子会社株式の取得86百万円等により資金を使用した一方で、信託受益権の償還2,073百万円等により資金を獲得したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動の結果、前年同期に使用した資金(257百万円)と比較して193百万円増加し、450百万円の資金を使用しました。

これは、短期借入金の純減少額200百万円及び配当金の支払い249百万円等に資金を使用したことによります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

a. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和22年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売していましたが、その後、日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。昭和32年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第1号店を出店して以来、現在、日本全国に42カ所の販売拠点と4カ所の工場で土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針で、お客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

(a) お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点

(b) お客様のニーズにお応えするため、開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力

足場吊りチェーンでは昭和46年に仮設工業会の第1号認定工場となり、昭和60年にはターンバックルメーカーでは国内初のJIS表示許可を取得し、平成11年にはブレースメーカーでは国内初のISO9002を取得いたしました。

現在では、全ての工場において建築用ターンバックル及びアンカーボルトのJIS表示許可並びにISO9001を取得し、また、九州工場にてワイヤグリップのJIS表示許可を取得するなど、高い生産技術で高品質な製品を供給しております。

(c) お客様から求められる最も大きなテーマの一つに即納があります。お客様のニーズにすぐに応えられるように、在庫を持った販売拠点を全国42カ所に設置して、クイックデリバリー体制をとっております。

(d) 取扱商材が約4万点と多いことで、お客様からは便利で信頼できる仕入先として高い評価を得ております。

b. 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、コア・コンピタンスの強化、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大、さらには太陽光発電、LEDなど環境、エコ関連等の成長分野への事業展開や海外取引の強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

- (a) 当社は、コア・コンピタンスであります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドールブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。
- (b) 当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を図っております。放射性物質の除染作業で使用されます耐候性大型土のうや産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグなどの環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。
- (c) 当社は、平成22年に電設資材卸売業の三和電材株式会社を完全子会社化し、同社とのシナジーを最大限に発揮し、太陽光発電、LEDなど環境、エコ関連等の注目される成長分野への事業展開により、当社グループの企業価値の向上を図ってまいります。
- (d) 今後経済発展が著しいタイ、インドネシア、ベトナムといったアセアン諸国との海外取引を強化していくため、タイのバンコクに平成23年に駐在員事務所の開設、平成24年には現地法人の設立を行い、アセアン諸国での事業の拡大を図ってまいります。

c. コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実により、経営の健全性・透明性・効率性を向上させ、企業価値を高めることこそが、経営上の最も重要な課題の一つであると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの拡充の一環として、経営の透明性を高め、監督機能の強化を図る目的で、弁護士である社外取締役1名を選任し、弁護士としての企業法務に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営上の助言を受けている他、弁護士及び公認会計士である社外監査役2名を含む3名の監査役により、専門的な知見を生かした客観的で公正な監視を行っております。また、当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行い、内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。

次に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様へ利益の還元を行う方針であります。平成7年に株式上場してから平成26年3月期までの19年間で業績の向上に応じて年間配当を11回増配いたしました。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み
当社は、平成26年6月27日開催の第62回定時株主総会において、有効期間を平成29年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

a. 本プラン導入の目的

当社は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものです。

b. 本プランの概要

(a) 対象となる大規模買付行為

次のいずれかに該当する場合を適用対象とします。

- () 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- () 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 大規模買付者に対する必要情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会に対して、株主及び投資家の皆様が適切にご判断をするために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、この必要情報の提供が十分になされたらと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知いたします。

(c) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、次の()又は()の期間を取締役会評価期間として設定します。

- () 対価を現金（円価）のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- () その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大30日間延長できるものとします。

(d) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役1名、社外監査役2名及び社外の有識者1名から構成されています独立委員会を設置し、この独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非の勧告を行うものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

(f) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、策定にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

a. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

b. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものです。

c. 株主意思を重視するものであること

本プランを第62回定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続いたしました。その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

d. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役1名、社外監査役2名及び社外の有識者1名から構成されています独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

e. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

f. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

なお、本プランの詳細につきましては、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

(http://www.kondotec.co.jp/news/files/pdf/260508bai_shuuboue_isaku.pdf)

(6) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,957,000	27,957,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	27,957,000	27,957,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年6月27日
新株予約権の数	224個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	22,400株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年7月15日から平成56年7月14日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 612円 新株予約権の行使により株式を発行する場合における 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に 従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額 とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切 り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役 会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- (2) 新株予約権の総数は224個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者である取締役は、上記の新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者である執行役員は、上記の新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

上記注2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記注2の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年9月1日(注)	800,000	27,957,000	-	2,666,485	-	2,434,555

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
有限会社藤和興産	大阪市大正区泉尾三丁目20番30号	3,014	10.78
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,913	6.84
ビービーエイチ フォー フィデリ ティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オール セ クター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,687	6.03
コンドーテック社員持株会	大阪市西区境川二丁目2番90号	1,435	5.13
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪市北区中之島三丁目3番23号	1,247	4.46
株式会社Fプランニング	兵庫県西宮市仁川町四丁目4番10号	900	3.22
近藤 純位	兵庫県西宮市	802	2.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	753	2.70
株式会社藤勝興産	大阪市大正区泉尾三丁目20番30号	676	2.42
株式会社藤登興産	大阪市大正区泉尾三丁目20番30号	676	2.42
計	-	13,105	46.88

(注) 1 フィデリティ投信株式会社から、平成25年4月3日付で大量保有報告書の変更報告書(No. 2)の提出があり、平成25年3月29日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)	1,625	5.65

2 三井住友信託銀行株式及びその共同保有者である他2社から、平成26年9月4日付で大量保有報告書の提出があり、平成26年8月29日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	992	3.45
日興アセットマネジメント株式会社	448	1.56
Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (三井住友信託(香港)有限公司)	56	0.20
計	1,497	5.21

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 210,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,737,900	277,379	-
単元未満株式	普通株式 9,000	-	-
発行済株式総数	27,957,000	-	-
総株主の議決権	-	277,379	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式400株(議決権4個)が含まれております。

2 三菱UFJ信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式108,500株(議決権1,085個)は、「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式71株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) コンドーテック株式会社	大阪市西区境川 二丁目2番90号	210,100	-	210,100	0.75
計	-	210,100	-	210,100	0.75

(注) 三菱UFJ信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式108,500株は、上記自己株式には含めておりません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,636,547	5,975,588
受取手形及び売掛金	13,399,285	12,854,464
商品及び製品	2,686,038	3,154,384
仕掛品	137,164	170,001
原材料及び貯蔵品	343,947	336,768
その他	2,275,324	1,569,177
貸倒引当金	66,131	12,626
流動資産合計	24,412,176	24,047,758
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,312,209	2,242,370
土地	5,752,013	5,781,091
その他(純額)	858,264	833,206
有形固定資産合計	8,922,488	8,856,667
無形固定資産		
その他	167,625	113,335
無形固定資産合計	167,625	113,335
投資その他の資産		
その他	1,071,892	1,038,185
貸倒引当金	92,280	69,751
投資その他の資産合計	979,611	968,434
固定資産合計	10,069,725	9,938,437
資産合計	34,481,902	33,986,196
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,023,494	5,380,961
短期借入金	800,000	600,000
未払金	5,290,213	5,185,432
未払法人税等	861,009	641,406
賞与引当金	580,455	455,943
販売促進引当金	-	26,500
その他	794,800	790,026
流動負債合計	14,349,973	13,080,270
固定負債		
役員退職慰労引当金	35,284	39,953
退職給付に係る負債	1,035,414	1,188,206
その他	277,468	277,600
固定負債合計	1,348,167	1,505,760
負債合計	15,698,141	14,586,031

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,666,485	2,666,485
資本剰余金	2,439,266	2,434,555
利益剰余金	15,199,035	15,484,067
自己株式	491,559	140,059
株主資本合計	19,813,227	20,445,047
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	447,776	392,914
繰延ヘッジ損益	3,011	28,303
土地再評価差額金	1,539,569	1,539,569
為替換算調整勘定	-	16,609
退職給付に係る調整累計額	49,534	40,395
その他の包括利益累計額合計	1,039,247	1,061,346
新株予約権	9,781	16,463
少数株主持分	-	0
純資産合計	18,783,761	19,400,165
負債純資産合計	34,481,902	33,986,196

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	22,138,179	23,708,719
売上原価	17,266,536	18,628,215
売上総利益	4,871,642	5,080,503
販売費及び一般管理費	3,405,579	3,425,197
営業利益	1,466,062	1,655,306
営業外収益		
受取利息	4,532	7,162
受取配当金	1,132	7,099
仕入割引	65,673	63,800
雑収入	10,616	11,734
営業外収益合計	81,954	89,796
営業外費用		
売上割引	29,106	29,424
支払利息	1,066	979
雑損失	6,125	5,758
営業外費用合計	36,298	36,163
経常利益	1,511,718	1,708,939
特別利益		
固定資産売却益	416	1,157
負ののれん発生益	-	809
特別利益合計	416	1,966
特別損失		
固定資産売却損	310	1,661
固定資産除却損	3,591	430
特別損失合計	3,902	2,091
税金等調整前四半期純利益	1,508,232	1,708,813
法人税、住民税及び事業税	494,223	621,808
法人税等調整額	114,480	94,466
法人税等合計	608,703	716,274
少数株主損益調整前四半期純利益	899,529	992,538
少数株主利益	-	0
四半期純利益	899,529	992,538

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	899,529	992,538
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	12,995	54,862
繰延ヘッジ損益	20,889	25,292
為替換算調整勘定	-	17,078
退職給付に係る調整額	-	9,139
その他の包括利益合計	33,884	21,629
四半期包括利益	865,644	970,909
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	865,644	970,909
少数株主に係る四半期包括利益	-	0

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,508,232	1,708,813
減価償却費	196,590	217,213
のれん償却額	30,616	57,647
負ののれん発生益	-	809
株式報酬費用	3,260	6,682
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,618	76,034
賞与引当金の増減額(は減少)	28,636	126,148
退職給付引当金の増減額(は減少)	39,432	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	35,332
受取利息及び受取配当金	5,664	14,261
支払利息	1,066	979
固定資産売却損益(は益)	106	504
固定資産除却損	3,591	430
売上債権の増減額(は増加)	387,799	568,525
たな卸資産の増減額(は増加)	378,495	489,013
仕入債務の増減額(は減少)	608,457	545,068
未払消費税等の増減額(は減少)	24,927	84,320
未払費用の増減額(は減少)	41,918	8,792
その他	266,667	2,417
小計	741,470	1,352,074
利息及び配当金の受取額	5,668	12,265
利息の支払額	1,089	948
法人税等の支払額	648,063	840,276
営業活動によるキャッシュ・フロー	97,985	523,115
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	234,981	378,606
子会社株式の取得による支出	-	7,214
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	79,247
信託受益権の取得による支出	1,205,337	1,357,921
信託受益権の償還による収入	1,465,874	2,073,449
その他	6,910	14,289
投資活動によるキャッシュ・フロー	32,466	236,170
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	50,000	200,000
リース債務の返済による支出	972	1,060
自己株式の取得による支出	-	78
配当金の支払額	206,724	249,593
財務活動によるキャッシュ・フロー	257,696	450,732
現金及び現金同等物に係る換算差額	107	15,776
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	127,352	324,329
現金及び現金同等物の期首残高	4,798,771	5,636,547
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	14,712
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,671,419	5,975,588

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

(連結の範囲の重要な変更)

当第2四半期連結会計期間より、重要性が増したKONDOTEC INTERNATIONAL(THAILAND) Co.,Ltd.及び、全株式を取得した中央技研株式会社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が173,977千円増加し、利益剰余金が112,389千円減少しております。また、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響額は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を第1四半期連結会計期間より適用しております。なお、適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、同実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続しております。

(追加情報)

(株式付与E S O P信託)

(1) 取引の概要

当社は、平成25年8月13日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」導入を決議しており、平成25年9月10日付で自己株式125千株について、「三菱UFJ信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)」に対して、第三者割当による自己株式の処分を実施しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度47,677千円、当第2四半期連結会計期間47,677千円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度108千株、当第2四半期連結会計期間108千株、期中平均株式数は、前第2四半期連結累計期間125千株、当第2四半期連結累計期間108千株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
受取手形割引高	- 千円	1,956千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
貸倒引当金繰入額	7,729千円	59,169千円
給与及び手当	1,073,940	1,113,869
賞与引当金繰入額	347,857	348,872
退職給付費用	53,183	63,099

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金	4,671,419千円	5,975,588千円
現金及び現金同等物	4,671,419	5,975,588

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	207,165	7.5	平成25年 3月31日	平成25年 6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
 末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月14日 取締役会	普通株式	180,355	6.5	平成25年 9月30日	平成25年 11月26日	利益剰余金

(注) 上記配当金の総額には、三菱UFJ信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)に対する配当金812千円を含めております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	249,722	9.0	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日	利益剰余金

(注) 上記配当金の総額には、三菱UFJ信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)に対する配当金976千円を含めております。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
 末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	277,468	10.0	平成26年 9月30日	平成26年 11月26日	利益剰余金

(注) 上記配当金の総額には、三菱UFJ信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)に対する配当金1,085千円を含めております。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年8月8日開催の取締役会決議に基づき、平成26年9月1日付で、自己株式800,000株の消却を実施いたしました。この結果、当第2四半期連結累計期間において資本剰余金が4,711千円、利益剰余金が346,866千円、自己株式が351,578千円それぞれ減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額(注2)
	産業資材	鉄構資材	電設資材	計		
売上高						
(1)外部顧客への売上高	13,075,411	5,064,096	3,998,671	22,138,179	-	22,138,179
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	155,204	39,652	26,852	221,709	221,709	-
計	13,230,616	5,103,748	4,025,523	22,359,889	221,709	22,138,179
セグメント利益又は損失()	930,349	432,915	129,431	1,492,696	26,633	1,466,062

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 26,633千円には、のれんの償却額 30,616千円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額(注2)
	産業資材	鉄構資材	電設資材	計		
売上高						
(1)外部顧客への売上高	14,458,417	5,583,728	3,666,573	23,708,719	-	23,708,719
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	127,085	43,039	18,617	188,742	188,742	-
計	14,585,502	5,626,767	3,685,191	23,897,462	188,742	23,708,719
セグメント利益又は損失()(注3)	1,071,706	480,513	149,527	1,701,747	46,441	1,655,306

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 46,441千円には、のれんの償却額 57,647千円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、報告セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に變更しております。

この変更による当第2四半期連結累計期間のセグメント利益又は損失()に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	32.57円	35.91円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	899,529	992,538
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	899,529	992,538
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,622	27,638
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	32.55円	35.87円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	11	34

(注) 「株式付与E S O P信託口」が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第2四半期連結累計期間125千株、当第2四半期連結累計期間108千株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第63期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当については、平成26年11月6日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	277,468千円
1株当たりの金額	10.0円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年11月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月5日

コンドールテック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 基 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコンドールテック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コンドールテック株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。